破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２９９号
群馬県前橋市西片貝町２丁目78番地
破産者　飯島　園江
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸294番地１
下郷団地―５
破産者　武藤　茂光
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田74番地１　第二小川団地４―３、破産手続申立時の住所群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1346番地の２
破産者　塚田　政明
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５９号
群馬県吾妻郡中之条町大字横尾3283番地５
破産者　小柏　健司
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６号
栃木県小山市西城南７丁目７番地２
破産者　岩崎　和志
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９号
群馬県伊勢崎市八寸町4879番地１
破産者　北爪　久雄
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４９号
群馬県伊勢崎市曲輪町２番２号
破産者　平野　雅彦
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６２８号
群馬県伊勢崎市八斗島町1542番地１
破産者　神倉　己由
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６２９号
群馬県伊勢崎市八斗島町1542番地１
破産者　神倉　信枝
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５６５号
相模原市緑区西橋本２丁目26番６号
破産者　遠藤　勝三
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６６号
相模原市緑区西橋本２丁目26番６号
破産者　遠藤美代子こと　**呉**　美代子
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５号
長野県小諸市大字八満634番地、前住所長野県小諸市南町３丁目６番17号
破産者　池田　　一
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２８２号
佐賀県佐賀市天神１丁目２番59―202号
破産者　長塩　奉子
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２６号
札幌市東区北９条東12丁目２番15号
破産者　松岡　恭子（旧姓小泉）
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９７号
川崎市中原区今井仲町333番地14　ＰＡＴＩＯ武蔵小杉303、破産手続開始決定時の住所川崎市多摩区宿河原１丁目30番11号　プチフール202
破産者　本吉　詩乃（開始決定時の姓鳥海）
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
川崎市中原区上平間275番地４　サンハイツあかり201、開始決定時の住所川崎市中原区北谷町95番地１　ライオンズガーデン平間四季の杜224
破産者　黒坂　章二
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８０号
川崎市高津区末長321番地
破産者　山崎美代子
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０１号
川崎市多摩区生田７丁目24番15―102号、前住所川崎市多摩区長尾７丁目８番10号
破産者　高野　徹仁
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０２号
川崎市多摩区宿河原１丁目29番３―102号、前住所川崎市多摩区宿河原１丁目29番３―202号
破産者　高野　末喜
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係